

お知らせ

石綿(アスベスト)健康被害者 及びご遺族の方へ お知らせください。

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。労災保険法等で補償されない中皮腫や石綿(アスベスト)による肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

■申請等の受付について

環境再生保全機構もしくは環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等で申請等を受け付けています。申請等に当たっては、医学的資料が必要となります。なお、詳しくは環境再生保全機構ホームページでもご覧いただけます。

救済給付の内容と給付額

認定された方への給付	医療費……(自己負担分) 療養手当……(約10万円/月) 葬祭料……(約20万円)
この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付	特別遺族弔慰金……(280万円) 特別葬祭料……(約20万円)
その他の給付	救済給付調整金

ご注意ください

この法律の施行後(平成18年3月27日以降)に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。現在、中皮腫や石綿(アスベスト)による肺がんにかかっている方には、早急に申請することをお勧めしています。

早急に申請をお勧めください。

お問合せ先



独立行政法人環境再生保全機構



0120-389-931



〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 9F

- 環境再生保全機構ホームページ
- 環境省地方環境事務所所在地

<http://www.erca.go.jp>

<http://www.env.go.jp/region/>